

フロン回収破壊法に基づく使用済自動車からの フロン類の引取・破壊実績と自動車リサイクル法への移行について

1. 平成15年度 自動車フロン引取・破壊実績

フロン回収破壊法(カーエアコン部分)が平成14年10月に施行され、(財)自動車リサイクル促進センターが自動車製造業者等から一元的に業務委託を受け、回収済みフロン類の引取・破壊を行う「自動車フロン引取・破壊システム」の運営を行っているが、平成15年度の(財)自動車リサイクル促進センターの引取・破壊実績は、約413.7トンで約108.4万台となった。
施行開始からの実績の累計でも(平成16年3月末時点)約550.0トンで約142.8万台となっており、一定の成果を挙げているものと考えられる。

平成15年度 フロン類引取・破壊月次実績 [(財)自動車リサイクル促進センターの集計値]

年/月		H15/4	5	6	7	8	9
(財)自動車リサイクル促進センターの引取台数(万台)	CFC	9.0	6.8	6.2	6.4	5.0	5.4
	HFC	3.7	2.9	2.9	3.1	2.5	2.9
	合計	12.7	9.7	9.1	9.5	7.5	8.3
破壊量(トン)	CFC	33.5	24.9	23.1	23.4	18.1	19.6
	HFC	15.5	12.4	12.2	13.0	10.7	12.0
	合計	49.0	37.3	35.3	36.4	28.8	31.6
フロン券収納枚数(万枚)		13.6	10.6	10.7	10.9	8.9	9.6

年/月		10	11	12	H16/1	2	3	年度計	H14年10月 以来の実績
(財)自動車リサイクル促進センターの引取台数(万台)	CFC	6.4	5.4	5.1	4.7	4.6	6.8	71.8	97.1
	HFC	3.2	2.8	2.8	2.7	2.9	4.1	36.6	45.7
	合計	9.6	8.2	7.9	7.4	7.5	10.9	108.4	142.8
破壊量(トン)	CFC	23.3	19.4	18.8	17.0	17.0	24.4	262.5	359.8
	HFC	12.9	11.3	11.5	11.2	11.9	16.6	151.2	190.2
	合計	36.2	30.7	30.3	28.2	28.9	41.0	413.7	550.0
フロン券収納枚数(万枚)		10.6	8.4	9.2	7.9	8.7	14.2	123.3	193.1

2. 自動車リサイクル法への移行の概要

フロン回収破壊法(カーエアコン部分)の枠組みが概ね来年1月1日から自動車リサイクル法に引き継がれる。概要は以下の通り

項目	自動車リサイクル法(平成17年1月1日から)
(1) 自治体登録制度 第二種特定製品引取業者の場合 第二種特定製品回収業者の場合 システムへの登録	・自動車リサイクル法の登録制度に移行。 ・自動車リサイクル法の引取業者に移行(登録番号の変更あり) ・自動車リサイクル法のフロン類回収業者に移行(登録番号の変更あり) ・「自動車リサイクルシステム」への新規の登録が必要。
(2) 体制	・フロン類の引取・破壊は、その主体を(財)自動車リサイクル促進センターから有限責任中間法人自動車再資源化協力機構に変更。 ・フロン類回収業者における実務は概ねフロン回収破壊法時の体制を踏襲。
(3) 自動車フロン券と 自動車フロン類管理書の廃止 自動車フロン券 自動車フロン類管理書	・自動車フロン券による費用徴収方法は廃止。 リサイクル料金として原則 新車購入時(既販車は継続検査時等)に預託する方法へ変更。 ・自動車フロン類管理書は廃止となり、電子マニフェスト(移動報告)制度に移行。
(4) 年次報告の方法の変更	・フロン回収破壊法では、各事業所における帳簿の記録に基づき、回収量・再利用量・保管量等について、年度終了後3ヶ月以内に都道府県知事等宛てに報告。 ・自動車リサイクル法では、電子マニフェスト制度により個々に報告された内容をまとめ、年度終了後1ヶ月以内に情報管理センターへ報告。

本年12月31日までに引取業者が引き取ったカーエアコン付使用済自動車に関しては、来年1月1日以降も自動車フロン類管理書、自動車フロン券等フロン回収破壊法の仕組みに従うことが必要。

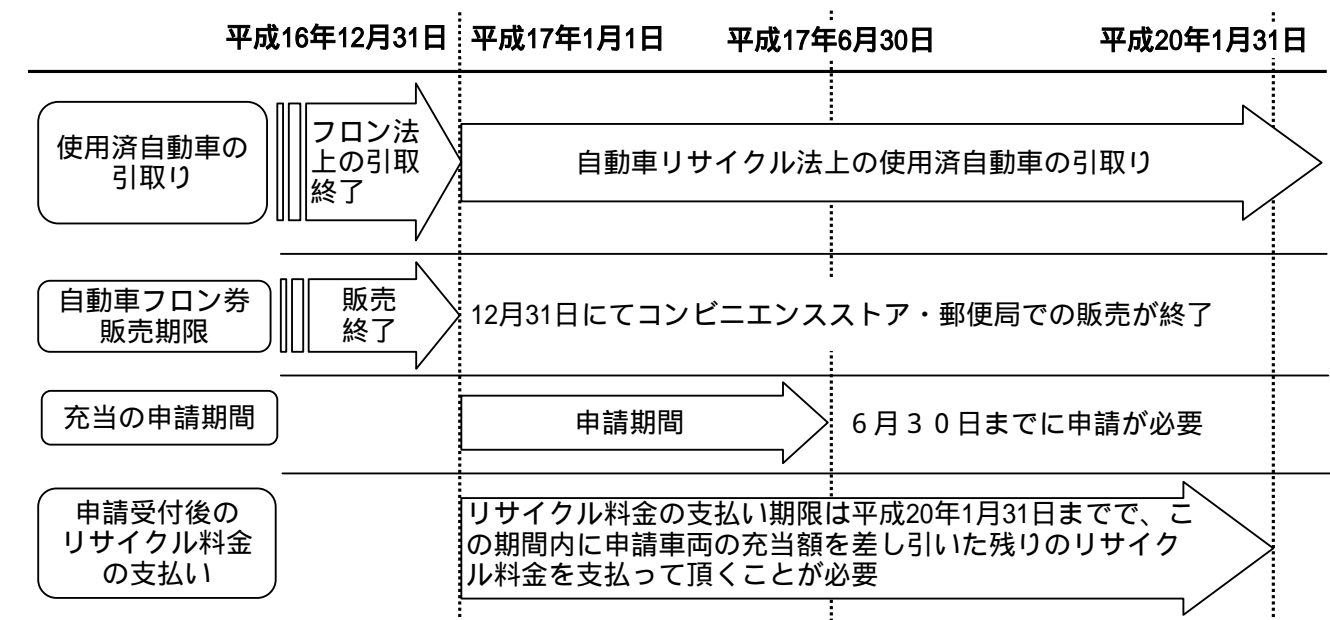
3. 自動車フロン類の引渡・運搬について

- 1) フロン類の引取体制
フロン回収破壊法の対象となるフロン類については、来年1月1日以降は自動車リサイクル法上の指定引取場所において引取りが可能。
(フロン回収破壊法対象と自動車リサイクル法対象の双方のフロン類が混在した場合の引渡しも可)
- 2) フロン類の運搬
フロン回収破壊法の対象となるフロン類の運搬については、来年1月1日以降もフロン回収破壊法と同様の指定着払い方式を利用する(一部利用方法に変更有り)ことで利便性の高い運搬が可能となっている。

4. 自動車フロン券のリサイクル料金への充当について

最終的に未使用となった自動車フロン券の額面金額について、自動車リサイクル法におけるリサイクル料金に充当できる仕組みを用意する。
具体的には自動車リサイクル法上では、既販車について継続検査時および廃車時にリサイクル料金を預託する仕組みになっているが、これらについてあらかじめ申請をしておくことによって、リサイクル料金を預託する際に未使用の自動車フロン券の額面金額を差し引いた金額のみを預託することが可能。

自動車フロン券の取扱いに関するスケジュール



5. 広報活動について

自動車フロン券の取扱い終了、自動車フロン券のリサイクル料金への充当等の告知については、各種メディアの活用および関連業界団体の協力のもと、一般ユーザーの方々ならびに関連事業者の方々へ周知活動を行っている。

具体的には

- 1) 新聞広告(全国紙5紙 および ブロック紙・地方紙47紙)
- 2) 関連業界団体((社)日本自動車販売協会連合会、(社)日本自動車整備振興会連合会、(社)全国軽自動車協会連合会、(社)日本中古自動車販売協会連合会、日本ELVリサイクル推進協議会等)の機関誌等に記事掲載および各団体より会員宛へ「自動車フロン券の早期使用のお願い」の案内
- 3) 自動車専門誌 および 一般誌への広告掲載
- 4) (財)自動車リサイクル促進センターのホームページ掲載
関連業界団体のホームページに、(財)自動車リサイクル促進センター掲載ページへのリンク開設依頼
- 5) 「フロン回収破壊法から自動車リサイクル法への移行について」のマニュアルを、自動車リサイクルシステムの引取業者、フロン類回収業者の事業者登録が完了した事業者へ配布

以上